

広島県告示第三百八十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、港湾施設及びマリナー施設の使用料及び入港料の収納事務を次のとおり委託した。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 委託した使用料及び入港料の収納事務

1 平成十七年広島県告示第千三百号（広島県港湾施設管理条例の規定により知事が指定管理者に管理させる港湾施設）で定める港湾施設及び次に掲げる施設に係る通常使用料及び目的外使用料の収納事務

（広島港）

施設の種類	施設名	所在地番	備考
係留施設	昭南岸壁	廿日市市木材港南一三四番地先、一三五〇番地先	国有施設
	廿日市マイナス七・五メートル岸壁	広島市佐伯区五日市港四丁目一四番	国有施設
	出島マイナス一四メートル岸壁	広島市南区出島二丁目一番七五地先	国有施設
	宇品外貿埠頭岸壁第一バース	広島市南区宇品海岸三丁目四番四九外地先	国有施設
	宇品外貿埠頭岸壁第二バース	広島市南区宇品海岸三丁目四番九三外に接する国有地地先	国有施設
	宇品外貿埠頭岸壁第三バース	広島市南区宇品海岸三丁目一三〇四番一九外地先	国有施設
	宇品外貿埠頭岸壁第四バース	広島市南区宇品海岸三丁目一三〇四番二〇外地先	国有施設
	宇品外貿埠頭岸壁第五バース	広島市南区宇品海岸三丁目一三〇三番二一	国有施設
	海田マイナス七・五メートル岸壁	安芸郡坂町北新地三丁目一二〇三七番、広島市安芸区矢野新町二丁目二一外	国有施設
	廿日市一号ドルフィン	廿日市市木材港南一三四四番地先	国有施設
	廿日市二号ドルフィン	〃	国有施設
	廿日市三号ドルフィン	〃	国有施設
	廿日市四号ドルフィン	〃	国有施設
	五日市マイナス七・五メートル岸壁	広島市佐伯区五日市港三丁目二番	国有施設
五日市マイナス一メートル岸壁	〃	国有施設	
五日市マイナス一二メートル岸壁	広島市佐伯区五日市町地先	国有施設	
荷さばき施設	宇品外貿コンテナヤード	広島市南区宇品海岸三丁目一三〇三番一七	国有施設
臨港交通施設	新八幡川橋	広島市佐伯区海老山南二丁目一七番一 地先	国有施設



	昭南新開二号護岸	廿日市市木材港南一三四五番地先海面	
	昭南新開三号護岸	廿日市市木材港南一三四八番地先海面	
	昭南新開一四号護岸	廿日市市木材港南一三四一番三地先海面	
	廿日市貯木場一号護岸	廿日市市下平良字榎窪一三一七番一	
	廿日市貯木場二号護岸	〃	
	廿日市貯木場五号護岸	廿日市市木材港南一三三〇番	
	昭北新開二号護岸	廿日市市木材港北一〇七一番	
	西突堤、東突堤	広島市西区観音新町四丁目二八七四番八四地先	
	西防波堤	広島市西区観音新町四丁目二八七四番八六地先	
	南防波堤	〃	
	東浮防波堤	〃	
	出島西四号護岸	広島市南区出島二丁目一番一二地先	
	出島西七号護岸	広島市南区出島二丁目二五番	

(福山港)			
施設の種類	施設名	所在地	番
外郭施設	一文字一号護岸から五号護岸まで	福山市一文字町一〇二八番地先、一〇三一番二地先	
	沖浦二号護岸から一二号護岸まで	福山市引野町沖浦五八四五番、五八三一番、五八二六番、五八二五番一	
	新涯一号護岸から四号護岸まで	福山市箕島町四五六番二四地先	
	箕島一号、二号護岸	〃	
	白茅一号護岸から三号護岸まで	福山市鞆町後地字白茅二六番一〇八地先、二六番一二地先	

(尾道糸崎港)			
施設の種類	施設名	所在地	番
外郭施設	天保山三号護岸から五号護岸まで	福山市松永町一一〇八番一五地先、一一〇八番一六地先	
	南松永B、C護岸	福山市南松永町四丁目六二番地先	
	南松永西一号、二号取付護岸	福山市南松永町四丁目七二番地先、七六番地先	
	南松永一号、二号防波堤	福山市南松永町四丁目七番地先	
	柳津東護岸	福山市柳津町字市場沖二四三七番	
	柳津二号防波堤	福山市柳津町字市場沖二四三七番地先	

3 広島港、福山港及び尾道糸崎港（福山市の区域に限る。）に係る入港届の受理及び入港料の収納事務

二 委託を受けた者

1 名称

株式会社ひろしま港湾管理センター

2 住所

広島市南区宇品海岸一丁目一三番一三号

三 委託した年月日

平成十九年四月一日